

昭和二十四年二月中官報目録

自第6461号至第6636号

凡例

官報に於ける各号の数字は、その官報の頁数を示す。凡例の数字は、その官報の頁数を示す。凡例の数字は、その官報の頁数を示す。

政令

- 三三 公正取引委員会の委員の級別等に関する件 改正 一
- 三四 学校施設の確保に関する件 一
- 三五 農業共済再保険審査会令制定、農業保険審査会規程廃止 一
- 三六 地方自治法施行令中改正 二
- 三七 警察官制中改正 二
- 三八 警察官制中改正 二
- 三九 警察官制中改正 二
- 四〇 官立専門学校官制中改正 二
- 四一 衛生試験所官制中改正 二
- 四二 解散団体の財産の管理及び処分等に関する件 改正 二
- 四三 刑務所及び拘置所令中改正 二
- 四四 官立高等学校官制中改正 二
- 四五 農林省官制外五科中改正 二
- 四六 ジェー・ランドレー、コウツリミテツド 二

府令

- 四七 水産業協同組合法の施行等に関する件制定、水産業団体法施行令外一件廃止等 同 二
- 四八 電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する件 同 二

省令

- 八 物産統制令施行規則 同 二
- 九 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による免状書送附者としての指定の施行に関する件 同 二
- 一〇 消防信号等に関する規則 同 二
- 一一 油糧調整地方事務官、出張所及び駐在官事務所に勤務する職員の新務時間に関する件 同 二
- 一二 法務廳 同 二
- 一三 組合登記取扱手続令 同 二
- 一四 組合に関する登記事務の取扱所に関する件 同 二
- 一五 司法事務局出張所、名称及び登記管轄区域 同 二
- 一六 司法事務局出張所、名称及び登記管轄区域 同 二
- 一七 長野縣南安曇郡奈川村の戸籍及び寄留事務の監督に関する件 同 二
- 一八 高知地方事務局及同事務官管内出張所、登記事務委任ノ件中改正 同 二
- 一九 高知地方事務局及同事務官管内出張所、登記事務委任ノ件中改正 同 二
- 二〇 司法事務局出張所、名称及び登記管轄区域 同 二
- 二一 戸籍法施行規則中改正 同 二

府令

- 二二 解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令施行規則中改正 同 二
- 二三 帝國製糖株式会社の新設に関する登記取扱手続 同 二
- 二四 商業登記取扱手続外一件中改正 同 二
- 二五 司法事務局出張所の名称及び登記管轄区域 同 二
- 二六 長野縣南安曇郡奈川村の戸籍及び寄留事務の監督に関する件 同 二
- 二七 高知地方事務局及同事務官管内出張所、登記事務委任ノ件中改正 同 二
- 二八 高知地方事務局及同事務官管内出張所、登記事務委任ノ件中改正 同 二
- 二九 司法事務局出張所、名称及び登記管轄区域 同 二
- 三〇 戸籍法施行規則中改正 同 二

省令

- 三二 総務廳 厚生省、労働省に勤務する政府職員の勤務時間及び休憩時間等に関する件 同 二
- 三三 総務廳 厚生省、労働省に勤務する政府職員の勤務時間に関する件 同 二

省令

- 二 外國郵便令規程中改正 同 二
- 一 大藏省、法務廳、ドイツ国有会社ハインリッヒ・コッペルスの不動産買替に関する件 同 二

省令

- 大藏省、法務廳、印刷局、港務局及び専賣局の工場に勤務する職員の新務時間に関する件 同 二
- 郵便官制として職入金の受入及び貸出金の核對簿を新し、採わしめる件に関する規程中改正 同 二
- 日本銀行の國債元利金支拂に関する特別取扱に関する件 同 二
- 酒税法施行規則中改正 同 二
- 大藏省、運輸省、道路運送審判委員の委員の報酬等に関する件 同 二
- 文部省、学校施設確保に関する件施行規則 同 二

省令

- 六 学校教育法第九十八條の規定により従前の規定により存続する専門学校(「学字」は「商字」を除く)の入学者格及及び修業年限について定める件 同 二
- 厚生省、特別未届證書與法施行規則中改正 同 二
- 保健婦規則中改正 同 二
- 屠場法施行規則中改正 同 二
- 生物学的製劑製造檢定規則制定、旧規則廃止 同 二
- 陸軍の軍人軍馬として従軍した六船運しな者との調査に関する件 同 二
- 農林省、農業省補償法施行規則中改正 同 二
- 農林省、農業省補償法施行規則中改正 同 二
- 水産業団体の種等に関する法律施行規則 同 二
- 飼料配給規程中改正 同 二
- 上藤生荷荷規程 同 二
- 昭和二十四年度地誌調査規程 同 二

省令

- 陸軍の軍人軍馬として従軍した六船運しな者との調査に関する件 同 二
- 農林省、農業省補償法施行規則中改正 同 二
- 農林省、農業省補償法施行規則中改正 同 二
- 水産業団体の種等に関する法律施行規則 同 二
- 飼料配給規程中改正 同 二
- 上藤生荷荷規程 同 二
- 昭和二十四年度地誌調査規程 同 二

九四	七、阪府農業者協同組合 清算期金の細目	一五三	九二	三井三池炭礦保險組合 更生事務所の所在地表	五七	九一	昭和三十四年上旬に おいて耕作された この耕作区域
九五	中央定期預金の細目	一五三	九一	農林省 農林省 農林省	五七	九一	保安林(山梨縣)解除 農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
九六	滋賀銀行両定期預 金の細目	一五三	九一	農林省 農林省	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
九七	特定財産の管理解除	一五三	九一	農林省 農林省	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
九八	特定財産解除	一五三	九一	農林省 農林省	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
九九	第三回五ノ七及び特 第三回五ノ七の発売 条件等	一五三	九一	農林省 農林省	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一〇〇	帝國製糸株式会社の 再設立許諾書認可	一五三	九一	農林省 農林省	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一〇一	一〇一 連合國財産 返還命令	一五三	九一	農林省 農林省	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一〇二	特定財産管理令第一 條の特定人として連 合重設局司令官から 指定されたる者	一五三	九一	農林省 農林省	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一〇四	一〇四 連合國財産 返還命令	一五三	九一	農林省 農林省	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一〇六	同上	一五三	九一	農林省 農林省	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一〇七	連合國財産管理人解 任	一五三	九一	農林省 農林省	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一〇八	連合國財産引渡命令	一五三	九一	農林省 農林省	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一〇九	第十四回定期預金 及び金銭託の細目	一五三	九一	農林省 農林省	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一一〇	四國銀行創立五十週 年記念定期預金の細 目等	一五三	九一	農林省 農林省	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一一一	岡島無差支重罰罰定 期預金の細目等	一五三	九一	農林省 農林省	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一一二	岩手殖産銀行たから 定期預金の細目等	一五三	九一	農林省 農林省	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一一三	七十七銀行第二回七 福定期預金の細目等	一五三	九一	農林省 農林省	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一一四	大藏省、農林省 閉鎖網領令第三號第 三項の規定により日 本オム工業協同組合 連合会の指定業務の 指定解除	二〇〇	九二	三井三池炭礦保險組合 更生事務所の所在地表	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一一五	大藏省、商工省 閉鎖網領令第三號第 三項の規定により日 本オム工業協同組合 連合会の指定業務の 指定解除	二〇〇	九二	三井三池炭礦保險組合 更生事務所の所在地表	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一一六	法務廳 會社經理職務暫定法 施行令第十三條第九 号の規定により指定 の債權	二〇〇	九二	三井三池炭礦保險組合 更生事務所の所在地表	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一一七	日本國難報記者 同上	二〇〇	九二	三井三池炭礦保險組合 更生事務所の所在地表	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一一八	大津司法事務局下草 野出張所併併士地登 記簿中謄写命令	二〇〇	九二	三井三池炭礦保險組合 更生事務所の所在地表	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一一九	同上	二〇〇	九二	三井三池炭礦保險組合 更生事務所の所在地表	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一二〇	同上	二〇〇	九二	三井三池炭礦保險組合 更生事務所の所在地表	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一二一	同上	二〇〇	九二	三井三池炭礦保險組合 更生事務所の所在地表	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一二二	同上	二〇〇	九二	三井三池炭礦保險組合 更生事務所の所在地表	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一二三	同上	二〇〇	九二	三井三池炭礦保險組合 更生事務所の所在地表	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一二四	同上	二〇〇	九二	三井三池炭礦保險組合 更生事務所の所在地表	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一二五	同上	二〇〇	九二	三井三池炭礦保險組合 更生事務所の所在地表	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一二六	同上	二〇〇	九二	三井三池炭礦保險組合 更生事務所の所在地表	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一二七	同上	二〇〇	九二	三井三池炭礦保險組合 更生事務所の所在地表	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一二八	同上	二〇〇	九二	三井三池炭礦保險組合 更生事務所の所在地表	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一二九	同上	二〇〇	九二	三井三池炭礦保險組合 更生事務所の所在地表	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)
一三〇	同上	二〇〇	九二	三井三池炭礦保險組合 更生事務所の所在地表	五七	九一	農務及び農務の細目 を定める件(中改正)

中改正
建設
建設省に置かれる限
事務の職員に關する

守並に海上衝突予
防法との併用船舶航行
に關する法規の遵守
については、

五二
警備隊の任命の手續
等に関する命令第一
四條第一項の規定に
より中央警察官等
の任用に關する

五三
昭和三十四年上旬に
おいて耕作された
この耕作区域

五七
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

五八
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

五九
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

六〇
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

六一
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

六二
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

六三
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

六四
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

六五
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

六六
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

六七
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

六八
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

六九
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

七〇
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

七一
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

七二
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

七三
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

七四
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

七五
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

七六
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

七七
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

七八
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

七九
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

八〇
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

八一
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

八二
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

八三
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

八四
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

八五
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

八六
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

八七
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

八八
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

八九
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

九〇
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

九一
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

九二
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

九三
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

九四
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

九五
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

九六
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

九七
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

九八
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

九九
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

一〇〇
農務及び農務の細目
を定める件(中改正)

<p>三二 飼料配給指図書表第一の規定に基き漁か</p> <p>三三 一の生産地域指定</p> <p>三四 間接肥料販賣制限規則ニヨル指定ノ件ニ改正等</p> <p>三五 漁船検査規程中改正</p> <p>三六 陸内區試驗規則第二條第一号の規定による</p> <p>三七 適當と認むる施設を定める件設定、旧件廃止</p>	<p>二〇 商工省生産動態統計調査規則による業種指定の件改正</p> <p>二一 運輸省</p> <p>二二 廣島島及及び備前瀬戸西部附近海面においては既設掃海水中内を除き鋼鉄製の航行當分禁止</p> <p>二三 汽船第一〇六期石丸外五隻、帆船舞臺南露丸外二十四隻の信号符字取消</p> <p>二四 汽船第二東洋丸外二十六隻、帆船香神丸外三十五隻に信号符字点付</p> <p>二五 過剰物等存在取用規則第一條第三項の規定による経済安定本部總裁の許可に従つて地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌電車について同規則附表の一部変更</p> <p>二六 旅客及び荷物運送規則改正</p> <p>二七 船舶運航管理令第一條第一項但書の規定による船舶の指定</p> <p>二八 同令第四條第一項第八号に規定する船舶の範圍指定</p> <p>二九 同令第十三條第一項但書の規定による船舶の指定</p>	<p>一五 同規則第八條の規定による同件改正</p> <p>一六 機械器具検査所、支所及び出張所の名称及び位置</p> <p>一七 配給公團別表第一及び石炭等給渡規則第一條第一項の改正</p> <p>一八 指定の件改正</p> <p>一九 電気用品製造</p>	<p>七二 形式試験合格受付機中改正等</p> <p>七三 型式試験合格受付機中改正</p>	<p>五八 小切手の受取取り扱ふ郵便局中追加</p>	<p>五五 王子製紙(株)の設置</p> <p>五六 王子製紙(株)の設置</p> <p>五七 (株)の設立</p>
<p>六二 運輸大臣の指定する港灣の区域の件改正</p> <p>六三 東海支線船宮停車場で車扱貨物の取扱開始</p> <p>六四 國鉄水鏡線若木線山間に和田停車場設置</p> <p>六五 沖繩風土水の救済品に對し無償發送取扱</p> <p>六六 内地運送運送規則中改正</p> <p>六七 被使用船舶ノ所有者ニ對シ船舶運管會ガ支拂フベキ金額並ニ其ノ支拂ノ條件及方法中改正</p> <p>六八 船員の教育機關に勤務する教員の勤務時間について定める件</p> <p>六九 函館本線鹿部停車場改称</p> <p>七〇 内地運送運送規則中改正</p> <p>七一 山陰本線塩見停車場改称</p> <p>七二 昭和二十年十一月二十日以前に管轄官廳が行つた船舶番号及船舶記号符字の内</p>	<p>四八 同令第二十六條第二項に規定する官吏の身分を示す証票の様式</p> <p>四九 臺灣朝鮮人託送貨物及び残置貨物に對し船舶運管會と一時限りの運送運輸の取扱についての件改正</p> <p>五〇 設置又は廃止の航路、光力又は燈質変更の標識</p> <p>五一 設置した同上</p> <p>五二 名稱、實質、構造及び位置変更の同上</p> <p>五三 富士港線運送停車場における車扱貨物の取扱停止</p> <p>五四 内地運送運送規則中改正</p> <p>五五 總武本線鶴岡停車場における貨物取扱品目の制度廃止等</p> <p>五六 東線幹中大橋間の旅客及び荷物の臨時取扱方中改正</p> <p>五七 海上保安廳の船舶番号及び標識に關する件改正</p> <p>五八 同令第十三條第一項但書の規定による船舶の指定</p> <p>五九 同令第十三條第一項但書の規定による船舶の指定</p> <p>六〇 港灣指定の告示中改正</p>	<p>四四 旅客及び荷物運送規則改正</p> <p>四五 船舶運航管理令第一條第一項但書の規定による船舶の指定</p> <p>四六 同令第四條第一項第八号に規定する船舶の範圍指定</p> <p>四七 同令第十三條第一項但書の規定による船舶の指定</p>	<p>七四 形式試験合格受付機中改正等</p> <p>七五 型式試験合格受付機中改正</p>	<p>七九 同令第四十七号告示</p>	<p>五五 王子製紙(株)の設置</p> <p>五六 王子製紙(株)の設置</p> <p>五七 (株)の設立</p>
<p>七四 職員が日本人である船舶の掲揚について定める件等</p> <p>七五 自動車整備工場認定基準第三條の規定により指定する自動車の組分部</p> <p>七六 小野田線宇都宮停車場改良に伴い同停車場及び西山山停車場の營業取扱機關変更</p> <p>七七 内地運送運送規則中改正</p> <p>七八 鹿兒島本線博多同動車連閉結客等自動車連閉結客の件改正</p> <p>七九 関西本線河原田加佐登間に停車場設置</p> <p>八〇 東北本線日詰々幅間に停車場設置</p> <p>八一 形式試験合格受付機中改正</p> <p>八二 同同上</p> <p>八三 同案文字輸入通信日附印使用の件「使用二期間アルモ」に追加</p> <p>八四 新居原工務部便局閉鎖</p> <p>八五 無線通士資格檢定規則第三條に定める指定合格證書の申請に關する実務期間中</p> <p>八六 王子製紙(株)東京部</p>	<p>六二 運輸大臣の指定する港灣の区域の件改正</p> <p>六三 東海支線船宮停車場で車扱貨物の取扱開始</p> <p>六四 國鉄水鏡線若木線山間に和田停車場設置</p> <p>六五 沖繩風土水の救済品に對し無償發送取扱</p> <p>六六 内地運送運送規則中改正</p> <p>六七 被使用船舶ノ所有者ニ對シ船舶運管會ガ支拂フベキ金額並ニ其ノ支拂ノ條件及方法中改正</p> <p>六八 船員の教育機關に勤務する教員の勤務時間について定める件</p> <p>六九 函館本線鹿部停車場改称</p> <p>七〇 内地運送運送規則中改正</p> <p>七一 山陰本線塩見停車場改称</p> <p>七二 昭和二十年十一月二十日以前に管轄官廳が行つた船舶番号及船舶記号符字の内</p>	<p>四四 旅客及び荷物運送規則改正</p> <p>四五 船舶運航管理令第一條第一項但書の規定による船舶の指定</p> <p>四六 同令第四條第一項第八号に規定する船舶の範圍指定</p> <p>四七 同令第十三條第一項但書の規定による船舶の指定</p>	<p>七四 形式試験合格受付機中改正等</p> <p>七五 型式試験合格受付機中改正</p>	<p>七九 同令第四十七号告示</p>	<p>五五 王子製紙(株)の設置</p> <p>五六 王子製紙(株)の設置</p> <p>五七 (株)の設立</p>
<p>八〇 王子製紙(株)の設置</p> <p>八一 王子製紙(株)の設置</p> <p>八二 (株)の設立</p>	<p>六二 運輸大臣の指定する港灣の区域の件改正</p> <p>六三 東海支線船宮停車場で車扱貨物の取扱開始</p> <p>六四 國鉄水鏡線若木線山間に和田停車場設置</p> <p>六五 沖繩風土水の救済品に對し無償發送取扱</p> <p>六六 内地運送運送規則中改正</p> <p>六七 被使用船舶ノ所有者ニ對シ船舶運管會ガ支拂フベキ金額並ニ其ノ支拂ノ條件及方法中改正</p> <p>六八 船員の教育機關に勤務する教員の勤務時間について定める件</p> <p>六九 函館本線鹿部停車場改称</p> <p>七〇 内地運送運送規則中改正</p> <p>七一 山陰本線塩見停車場改称</p> <p>七二 昭和二十年十一月二十日以前に管轄官廳が行つた船舶番号及船舶記号符字の内</p>	<p>四四 旅客及び荷物運送規則改正</p> <p>四五 船舶運航管理令第一條第一項但書の規定による船舶の指定</p> <p>四六 同令第四條第一項第八号に規定する船舶の範圍指定</p> <p>四七 同令第十三條第一項但書の規定による船舶の指定</p>	<p>七四 形式試験合格受付機中改正等</p> <p>七五 型式試験合格受付機中改正</p>	<p>七九 同令第四十七号告示</p>	<p>五五 王子製紙(株)の設置</p> <p>五六 王子製紙(株)の設置</p> <p>五七 (株)の設立</p>
<p>八三 王子製紙(株)の設置</p> <p>八四 王子製紙(株)の設置</p> <p>八五 (株)の設立</p>	<p>六二 運輸大臣の指定する港灣の区域の件改正</p> <p>六三 東海支線船宮停車場で車扱貨物の取扱開始</p> <p>六四 國鉄水鏡線若木線山間に和田停車場設置</p> <p>六五 沖繩風土水の救済品に對し無償發送取扱</p> <p>六六 内地運送運送規則中改正</p> <p>六七 被使用船舶ノ所有者ニ對シ船舶運管會ガ支拂フベキ金額並ニ其ノ支拂ノ條件及方法中改正</p> <p>六八 船員の教育機關に勤務する教員の勤務時間について定める件</p> <p>六九 函館本線鹿部停車場改称</p> <p>七〇 内地運送運送規則中改正</p> <p>七一 山陰本線塩見停車場改称</p> <p>七二 昭和二十年十一月二十日以前に管轄官廳が行つた船舶番号及船舶記号符字の内</p>	<p>四四 旅客及び荷物運送規則改正</p> <p>四五 船舶運航管理令第一條第一項但書の規定による船舶の指定</p> <p>四六 同令第四條第一項第八号に規定する船舶の範圍指定</p> <p>四七 同令第十三條第一項但書の規定による船舶の指定</p>	<p>七四 形式試験合格受付機中改正等</p> <p>七五 型式試験合格受付機中改正</p>	<p>七九 同令第四十七号告示</p>	<p>五五 王子製紙(株)の設置</p> <p>五六 王子製紙(株)の設置</p> <p>五七 (株)の設立</p>

五八 小切手の受取取り扱ふ郵便局中追加

五九 同令第四十七号告示

六〇 港灣指定の告示中改正

六一 運輸大臣の指定する港灣の区域の件改正

六二 東海支線船宮停車場で車扱貨物の取扱開始

六三 國鉄水鏡線若木線山間に和田停車場設置

六四 沖繩風土水の救済品に對し無償發送取扱

六五 内地運送運送規則中改正

六六 内地運送運送規則中改正

六七 被使用船舶ノ所有者ニ對シ船舶運管會ガ支拂フベキ金額並ニ其ノ支拂ノ條件及方法中改正

六八 船員の教育機關に勤務する教員の勤務時間について定める件

六九 函館本線鹿部停車場改称

七〇 内地運送運送規則中改正

七一 山陰本線塩見停車場改称

七二 昭和二十年十一月二十日以前に管轄官廳が行つた船舶番号及船舶記号符字の内

七三 形式試験合格受付機中改正等

七四 形式試験合格受付機中改正

七五 型式試験合格受付機中改正

七六 小野田線宇都宮停車場改良に伴い同停車場及び西山山停車場の營業取扱機關変更

七七 内地運送運送規則中改正

七八 鹿兒島本線博多同動車連閉結客等自動車連閉結客の件改正

七九 関西本線河原田加佐登間に停車場設置

八〇 東北本線日詰々幅間に停車場設置

八一 形式試験合格受付機中改正

八二 同同上

八三 同案文字輸入通信日附印使用の件「使用二期間アルモ」に追加

八四 新居原工務部便局閉鎖

八五 無線通士資格檢定規則第三條に定める指定合格證書の申請に關する実務期間中

八六 王子製紙(株)東京部

八七 王子製紙(株)の設置

八八 王子製紙(株)の設置

八九 (株)の設立

及び石炭等賣戻規則
 第一條第一項の改正
 指定の件改正
 一八一 電氣用品製造
 五五 王子製紙(東京)製造
 五七 王子製紙(東京)分廠
 (同上)停止
 五八 小切手の受入を取り
 戻し郵便局中追加
 五九 振込郵便電話許可
 六〇 郵便切手(五巴)免
 行
 六一 秩父東町郵便局(埼
 玉縣)改称
 六二 市郷(鹿井井縣)
 郵便郵便局事務開始
 六三 国案文字押入通信日
 附印使用の件(一使
 用二期間アルモノ)
 追加
 六四 電話加入譲渡取扱及
 び電話の譲渡禁止等
 に関する件第八條の
 規定により電話の利
 用できるようになら
 ないものについて
 は、その電話番号を
 取消し、その設備を
 他に轉用することに
 なるもの該出条件
 水戸電信局(水戸市)
 等設置
 六五 世田谷電話局(東京
 都)等設置
 六六 電話受取料金制取
 行施行局の件改正
 六八 神戸中郵便局(神
 戸市)等設置
 六九 国案文字押入通信日
 附印使用の件(一使
 用二期間アルモノ)
 追加
 七〇 郵便振替貯金の局停
 機取替局の件廃止

八号に規定する船舶
 同令第十三條第一項
 附則の規定による監
 督を受ける船舶
 四七
 五八
 五九
 六〇

号及び橋脚に關する
 件改正
 同上
 陸海指定の告示申改
 正

十月二十一日一月二
 十日以前に海官廳
 が行つた船舶番号及
 び船舶番号の字の内
 定船舶番号
 五五
 王子郵便局(東京都)
 改称

五五 王子郵便局(東京)分廠
 五七 王子製紙(東京)分廠
 (同上)停止
 五八 小切手の受入を取り
 戻し郵便局中追加
 五九 振込郵便電話許可
 六〇 郵便切手(五巴)免
 行
 六一 秩父東町郵便局(埼
 玉縣)改称
 六二 市郷(鹿井井縣)
 郵便郵便局事務開始
 六三 国案文字押入通信日
 附印使用の件(一使
 用二期間アルモノ)
 追加
 六四 電話加入譲渡取扱及
 び電話の譲渡禁止等
 に関する件第八條の
 規定により電話の利
 用できるようになら
 ないものについて
 は、その電話番号を
 取消し、その設備を
 他に轉用することに
 なるもの該出条件
 水戸電信局(水戸市)
 等設置
 六五 世田谷電話局(東京
 都)等設置
 六六 電話受取料金制取
 行施行局の件改正
 六八 神戸中郵便局(神
 戸市)等設置
 六九 国案文字押入通信日
 附印使用の件(一使
 用二期間アルモノ)
 追加
 七〇 郵便振替貯金の局停
 機取替局の件廃止

七二 郵政大臣(東京)告示
 中改正等
 七三 形式檢合格受信機
 中改正
 七四 三波航空機台外五航
 空機有線、点燈
 七五 富田林(西口)郵便局
 (大阪府)等設置
 七六 中村郵便局(福島縣)
 改称
 七七 山梨縣鐵業持設電
 話所(小野田市)設置
 七八 第四回國民体育大会
 記念五巴郵便切手免
 行
 七九 同特種通信日附印
 使用
 八〇 建設省
 八二 福島都市計画街路交
 更等決定
 八三 湯本都市計画街路等
 決定
 八四 四都市計画街路追
 加変更決定
 八五 須賀川都市計画街路
 追加決定
 八六 内堀都市計画街路等
 決定
 八七 須賀川都市計画街路
 事業等執行行政廳
 八八 沼津特別都市計画公
 同決定
 八九 同章決定
 九〇 沼津特別都市計画公
 同決定
 九一 沼津特別都市計画公
 同決定
 九二 沼津特別都市計画公
 同決定
 九三 沼津特別都市計画公
 同決定
 九四 沼津特別都市計画公
 同決定
 九五 沼津特別都市計画公
 同決定
 九六 沼津特別都市計画公
 同決定
 九七 沼津特別都市計画公
 同決定
 九八 沼津特別都市計画公
 同決定
 九九 沼津特別都市計画公
 同決定
 一〇〇 沼津特別都市計画公
 同決定

七二 郵政大臣(東京)告示
 中改正等
 七三 形式檢合格受信機
 中改正
 七四 三波航空機台外五航
 空機有線、点燈
 七五 富田林(西口)郵便局
 (大阪府)等設置
 七六 中村郵便局(福島縣)
 改称
 七七 山梨縣鐵業持設電
 話所(小野田市)設置
 七八 第四回國民体育大会
 記念五巴郵便切手免
 行
 七九 同特種通信日附印
 使用
 八〇 建設省
 八二 福島都市計画街路交
 更等決定
 八三 湯本都市計画街路等
 決定
 八四 四都市計画街路追
 加変更決定
 八五 須賀川都市計画街路
 追加決定
 八六 内堀都市計画街路等
 決定
 八七 須賀川都市計画街路
 事業等執行行政廳
 八八 沼津特別都市計画公
 同決定
 八九 同章決定
 九〇 沼津特別都市計画公
 同決定
 九一 沼津特別都市計画公
 同決定
 九二 沼津特別都市計画公
 同決定
 九三 沼津特別都市計画公
 同決定
 九四 沼津特別都市計画公
 同決定
 九五 沼津特別都市計画公
 同決定
 九六 沼津特別都市計画公
 同決定
 九七 沼津特別都市計画公
 同決定
 九八 沼津特別都市計画公
 同決定
 九九 沼津特別都市計画公
 同決定
 一〇〇 沼津特別都市計画公
 同決定

七二 郵政大臣(東京)告示
 中改正等
 七三 形式檢合格受信機
 中改正
 七四 三波航空機台外五航
 空機有線、点燈
 七五 富田林(西口)郵便局
 (大阪府)等設置
 七六 中村郵便局(福島縣)
 改称
 七七 山梨縣鐵業持設電
 話所(小野田市)設置
 七八 第四回國民体育大会
 記念五巴郵便切手免
 行
 七九 同特種通信日附印
 使用
 八〇 建設省
 八二 福島都市計画街路交
 更等決定
 八三 湯本都市計画街路等
 決定
 八四 四都市計画街路追
 加変更決定
 八五 須賀川都市計画街路
 追加決定
 八六 内堀都市計画街路等
 決定
 八七 須賀川都市計画街路
 事業等執行行政廳
 八八 沼津特別都市計画公
 同決定
 八九 同章決定
 九〇 沼津特別都市計画公
 同決定
 九一 沼津特別都市計画公
 同決定
 九二 沼津特別都市計画公
 同決定
 九三 沼津特別都市計画公
 同決定
 九四 沼津特別都市計画公
 同決定
 九五 沼津特別都市計画公
 同決定
 九六 沼津特別都市計画公
 同決定
 九七 沼津特別都市計画公
 同決定
 九八 沼津特別都市計画公
 同決定
 九九 沼津特別都市計画公
 同決定
 一〇〇 沼津特別都市計画公
 同決定

七二 郵政大臣(東京)告示
 中改正等
 七三 形式檢合格受信機
 中改正
 七四 三波航空機台外五航
 空機有線、点燈
 七五 富田林(西口)郵便局
 (大阪府)等設置
 七六 中村郵便局(福島縣)
 改称
 七七 山梨縣鐵業持設電
 話所(小野田市)設置
 七八 第四回國民体育大会
 記念五巴郵便切手免
 行
 七九 同特種通信日附印
 使用
 八〇 建設省
 八二 福島都市計画街路交
 更等決定
 八三 湯本都市計画街路等
 決定
 八四 四都市計画街路追
 加変更決定
 八五 須賀川都市計画街路
 追加決定
 八六 内堀都市計画街路等
 決定
 八七 須賀川都市計画街路
 事業等執行行政廳
 八八 沼津特別都市計画公
 同決定
 八九 同章決定
 九〇 沼津特別都市計画公
 同決定
 九一 沼津特別都市計画公
 同決定
 九二 沼津特別都市計画公
 同決定
 九三 沼津特別都市計画公
 同決定
 九四 沼津特別都市計画公
 同決定
 九五 沼津特別都市計画公
 同決定
 九六 沼津特別都市計画公
 同決定
 九七 沼津特別都市計画公
 同決定
 九八 沼津特別都市計画公
 同決定
 九九 沼津特別都市計画公
 同決定
 一〇〇 沼津特別都市計画公
 同決定

